ASBJ

第 575 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(1)-3
日付	2026 年 4 月 22 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 574 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 574 回企業会計基準委員会（2026 年 4 月 9 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（全般的な意見）

2. 受領したコメントについて、例示、ガイダンス又は設例の追加を求める意見が数多くある。この点、予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例や IFRS 会計基準にはない簡素化された予想信用損失の算定方法の理解につながる設例等は追加する必要があると考える。一方、将来の変化に関する事例等のような予想信用損失モデルの本質の理解につながる設例以外のものについては、詳細に記載することで、却って好ましくない結果が生じる可能性があると考える。このため、会計基準に記載する内容としては一般的な内容に留め、実務の中で検討し事例を蓄積いただく方が適切な会計実務となると考える。

（予想信用損失の算定方法に関するコメント対応）

3. コメント対応表 3-2. 27)について、一般事業会社において「簡素化された予想信用損失の算定方法」を使用できることは重要と考えている。無条件に適用範囲を拡大する必要はないものの、実務で適切に運用ができるような形での記載を検討していただきたい。

4. コメント対応表 3-2. 40)について、コメントへの対応として、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」第 64 項に「将来予測シナリオの考慮にあたっては、信用損失が発生する可能性が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性を反映する必要がある」旨の記載を追加している。この点、予想信用損失が発生しないことがあり得るのではないかとのコメントの趣旨に対して、可能性が非常に低い場合でも信用損失が発生する可能性を反映する必要があるとの回答が示されているとの理解でよいか確認したい。

   また、原則的な予想信用損失の算定として、補足文書（案）「金融資産の予想信用損失

に係る会計上の取扱いについて（案）」第 54 項の「信用力が非常に高い発行体の債券（例：特定のソブリン債）を保有する場合、複数のシナリオを考慮したとしても、予想信用損失の算定に用いる 12 か月の PD をゼロ％と決定し、結果として予想信用損失が計上されない場合があり得る」との記載と当該コメントへの対応の関係性についても確認したい。

5. コメント対応表 3-2.46)へのコメントへの対応として、3-1.31)で記載している旨の記載がある。一方、3-1.31)は現時点でコメントへの対応が記載されていないため、確認していただきたい。

（償却原価に係る会計処理に関するコメント対応）

6. コメント対応表 4.13)について、プレミアム及びディスカウントという用語と取得差額及び収入差額という用語について、用いる局面が異なっているものの、可能であれば用語を統一することを検討していただきたい。

以　上